

# 横浜町ふるさと納税の 返礼品提供事業者を募集しています！

ふるさと納税とは、生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体に「寄附」することで、地方を応援する仕組みです。横浜町では、頂いた寄附金を【横浜町ふるさと寄附基金】として管理・運用し、町の政策に反映させ、魅力あるふるさとづくりに役立てております。

ぜひ、ふるさと納税制度を活用し、横浜町の魅力ある地元特産品をふるさと納税の返礼品に登録し全国に発信しませんか。

## 提供事業者のメリット

- 横浜町のホームページやふるさと納税ポータルサイトに返礼品として商品名や商品の画像、企業名等を掲載することができます。

返礼品の登録やウェブサイト掲載の費用は無料です！

- 返礼品発送時に自社のカタログやチラシを同封することで、自社製品の販売促進へつなげることができます。返礼品の送料は町が負担いたします！

## 返礼品提供事業者の要件

- 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
  - 返礼品を確実に、寄附者へ届けることができること。
  - ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する写真や文章を提供できること。
  - 町税等の滞納がないこと。
  - 個人情報の取り扱いを厳重に取り行えること。
  - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ※ ただし、上記の要件を満たしていても町が提供事業者として適当でないと認めた場合、参加できない場合があります。

## 募集する返礼品 総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」参照

返礼品は次のいずれかに該当する物品又はサービスである必要があります。

1. 横浜町内において生産されたものであること。
2. 横浜町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

3. 横浜町内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
  - イ) 食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、青森県内の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
  - ロ) 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない場合には、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が横浜町内で生じている旨の照明がなされたもの。
4. 横浜町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5. 横浜町の広報の目的で生産された横浜町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から横浜町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
7. 横浜町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が横浜町に相当程度関連性のあるものであること。
  - 7の2. 横浜町内に所在する宿泊施設であって、青森県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、青森県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
  - 7の3. 横浜町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないものうち、次のいずれかに該当するものであること。
    - イ) 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり5万円を超えないもの
    - ロ) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
  - 7の4. 横浜町内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ) 横浜町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ) 青森県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において前各号のいずれかに該当するものを青森県及び県内市町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ) 青森県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

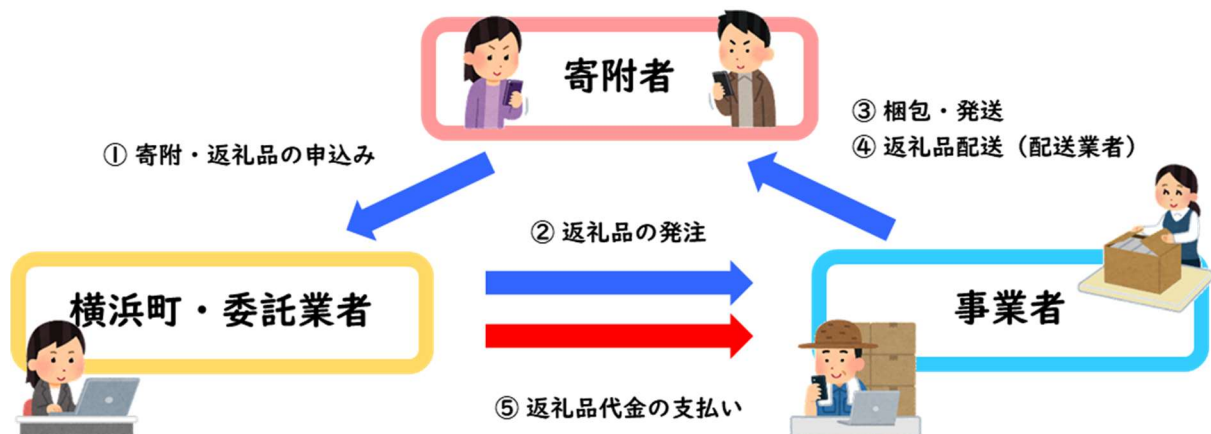
## ※ その他横浜町で募集する返礼品の要件について

1. 返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとします。
2. 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定として出品するものとして、供給可能なものは取扱い可能です。
3. 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。
4. 食品衛生法・商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
5. 委託業者が必要とする書類の提出が可能であること。

## 募集期間

随時受け付けしておりますので、ご協力いただける方、ご関心のある方はお気軽にご連絡ください。

## 登録後の事務の流れ



- ① 寄附者が横浜町やふるさと納税ポータルサイトより、寄附・返礼品を申込み。
- ② 横浜町又は委託業者より事業者へ返礼品の発注を行う。
- ③ 委託業者が配送業者へ集荷依頼し、事業者が梱包した返礼品に配送業者持参の伝票を貼り発送する。
- ④ 事業者から寄附者へ返礼品が配送される。
- ⑤ 横浜町又は委託業者が事業者へ出荷分の返礼品代金を支払う。

〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下 35 番地  
青森県 横浜町役場 企画財政課（ふるさと納税担当）  
電話番号 0175-78-2111 F A X 番号 0175-78-2118  
E-mail kikakuzaisei@town.yokohama.lg.jp